

# 整備管理者に新たに選任された方へ

## 【整備管理者の業務】

整備管理者制度は、使用者に代わり専門的知識をもって車両管理を行う必要があり、主な業務は次に掲げるものです。

確実な業務の遂行により、事故防止に努めてください。

1. 日常点検（道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項）の実施方法を定めること。
2. 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること。
3. 定期点検（道路運送車両法第48条第1項）を実施すること。
4. 日常点検・定期点検のほか、随時必要な点検を実施すること。
5. 日常点検・定期点検・随時必要な点検の結果、必要な整備を実施すること。
6. 定期点検及び（5）の整備の実施計画を定めること。
7. 点検整備記録簿（道路運送車両法第49条第1項）その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
8. 自動車車庫を管理すること。
9. 1.～8. に掲げる事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること。

※概要はこちら URL <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/inspection.html>



## 【整備管理者の研修】

整備管理者は、法令の定めにより、地方運輸局長が行う研修（整備管理者選任後研修（以下「選任後研修」））を受講することが義務付けられていますので、規定された時期までに確実に受講してください。

研修の詳細は、運輸支局のホームページにてご確認ください。

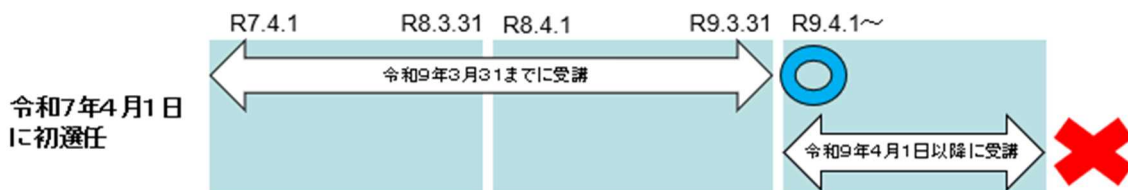
### ■受講時期

#### ① 整備管理者として新たに選任された者

##### **選任された日の属する年度の翌年度末日までに受講**

※ここで言う「年度」とは、各年4月1日から翌年3月31日までをいいます。

- 例 令和7年4月1日に選任された整備管理者 → 令和9年3月31日に受講 ○  
→ 令和9年4月1日に受講 ×



#### ② ①以外の整備管理者

##### **最後に選任後研修を受講した日の属する年度の翌々年度の末日までに受講**

- 例 令和7年5月1日に選任後研修を受講 → 令和10年3月31日に受講 ○  
→ 令和10年4月1日に受講 ×

注1 整備管理者に新たに選任された場合であっても、同一事業者において、過去に整備管理者として選任されていた方、他の営業所で選任されていた方は、「① 整備管理者として新たに選任された者」に該当しません。

注2 注1の方で、②の期間を超える方は、選任された日の属する年度に選任後研修を受講し、当該年度に予定されていた研修が全て終了している等やむを得ない理由がある時は、選任された日の属する年度の翌年度の末日までに研修を受講してください。